

令和2年4月1日現在

○吹田市立総合福祉会館条例

昭和62年2月25日条例第5号

(設置)

第1条 高齢者、障害者及びひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的として、総合福祉会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立総合福祉会館

(2) 位置 吹田市出口町19番2号

(施設及び事業)

第3条 総合福祉会館（以下「会館」という。）に次の施設を置く。

(1) 老人福祉センター

(2) 障害者福祉センター

(3) ひとり親家庭の利用に供するための施設

2 老人福祉センターは、次の事業を行う。

(1) 生活相談等

(2) 教養の向上及びレクリエーションに関すること。

(3) その他市長が必要と認める事業

3 障害者福祉センターは、次の事業を行う。

(1) 更生相談等

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）

(3) 1歳6か月児健康診査の事後指導事業

(4) その他市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第4条 会館の施設を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 市内に居住する高齢者、障害者、ひとり親家庭の母子及び父子並びに寡婦

(2) 前号に掲げる者の家族及び介護者

(3) 市内の高齢者福祉団体、障害者福祉団体及びひとり親家庭関係福祉団体

(4) 市内の社会奉仕活動を行う福祉団体

(5) その他市長が適当と認める者

(使用の許可)

第5条 会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 第1条に規定する設置目的に反するとき。
- (2) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (3) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料等)

第8条 会館の施設の使用料は、次項に規定する者を除き、無料とする。ただし、市長は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条第1項の規定により、行政措置を受けて第3条第3項第2号に掲げる事業を利用した者から当該行政措置に要する費用を徴収する。

2 第3条第3項第2号に掲げる事業の利用のため会館の施設を使用した者（前項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（同法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）の範囲内の使用料を納付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食事の提供を受ける者は、当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第11条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(運営審議会)

第12条 会館の運営について審議するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市立総合福祉会館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成30年3月30日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (令和元年12月27日条例第57号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。